

東日本大震災からの復興に向けて

～ 経済同友会 震災復興プロジェクト・チーム 第 2 次提言～

2012 年 2 月 29 日（水）
公益社団法人 経済同友会

はじめに

- 東日本大震災の発生からまもなく 1 年を迎える。被災地には、依然として津波により大きく損壊した建築物の撤去や浸水した地盤のかさ上げといった復興への最低限の取り組みさえ進んでいない地域もある。厳しい寒さの中、仮設住宅での苦しい生活を強いられている被災者を思えば、対応の遅れは許されない。一刻も早い生活再建が必要であり、復旧・復興を加速していくことが急務である。
- 2 月 10 日に復興庁が発足し、昨年 12 月に成立した復興特別区域法と併せ、本格的な復興に向けた体制がようやく整備された。多くの自治体がすでに復興計画の策定を終えたものの¹、策定作業が遅れている自治体もあり、東北全体を見据えた将来像が描かれていないことが憂慮される。
- 深刻な被害を受けた東北地方太平洋沿岸は、震災以前から人口減少や少子・高齢化、産業の停滞などの様々な課題に直面していた。単純にインフラを再構築するだけでは将来への展望は開けず、10 年後・20 年後を見据えて、持続可能な地域への復興に取り組むことも必要である。
- そのためには、高齢化を迎える中でも暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、若者の暮らしを支える産業・雇用の確立が不可欠である。復興を地域再生への好機ととらえ、各自治体が意欲的な計画の策定に取り組むとともに、実施段階において計画が頓挫することがないようにきめ細かい支援が必要である。

¹ 被災した沿岸 43 市町村のうち 33 市町村がすでに復興計画を策定している（「復旧の現状と復興への取組」 2012 年 1 月 16 日 東日本大震災対策復興本部）

- こうした問題意識を背景に、昨年 6 月にとりまとめた第 1 次提言²に続き、震災の発生から 1 年を機に、今後の復興を加速していくための課題を中心として、視察によって得た知見を踏まえ、以下の通り第 2 次提言をとりました。

1. 復旧にとどまらない、新たなまちづくりを

- 持続可能な地域への復興に向けた柱の一つは、高齢化を迎える中でも暮らしやすい住環境の整備である。東北地方太平洋沿岸は、これまでも津波による度重なる被害を受けてきたことを考えれば、防災インフラの再整備は急務である一方、旧来の仕組みのままに各種のハードウェアを震災以前の状態に戻すことは、今後の維持補修に要する費用の増大につながり、かえって地域の持続可能性を損ないかねない。
- 史上有数の大震災を克服した暮らしやすい地域として、世界の注目を集める開かれた復興のモデルとなるよう、国際的なまちづくりコンペを実施するなど、海外の知見や活力も取り込みつつ、単なる復旧にとどまらない人を惹きつける魅力を備えた創造的なまちづくりに取り組んでいくことが求められる。
- 震災直後より議論されてきた「減災」の視点に基づき、防災インフラを再整備するとともに、人口減少や少子・高齢化に対応する新たな住環境の整備が必要である。こうした認識の下、現下の課題に対し、以下の通り提言する。

(1) 速やかなまちづくりの実施に向けて

- 津波により大きな被害を受けた沿岸自治体の大半は、復興計画において、被災した住宅地域を高台に移転する方針を明記しており、国は防災集団移転促進事業に基づき、総額 1.8 兆円の復興交付金により土地造成と浸水地域の買い上げに要する費用を全額補助する方針を決めているが、被災者の意向の確認や買い上げ価格の設定、職員の不足などの課題により進捗は遅れている³。

² 「新しい東北、新しい日本創生のための 5 つの視点 東日本大震災復興計画に関する第 1 次提言」(2011 年 6 月 8 日発表)。なお、経済同友会では、東日本大震災に関し、これまでに「東北地方太平洋沖地震への対応に関する緊急アピール」(2011 年 3 月 15 日発表)、「東日本大震災からの復興に向けて〈第 2 次緊急アピール〉」(2011 年 4 月 6 日発表)を発表している。

³ 岩手・宮城・福島 3 県の沿岸自治体では、約 2 万戸の移転が検討されているが、2012 年 1 月までに高台移転に合意したのは、岩手県釜石市唐丹町花露辺地区や同県野田村などのごく一部に限られている。

- 復興特別区域法では、防災集団移転促進事業の拡充が盛り込まれ、財政的支援の充実や円滑な事業実施に向けた要件の緩和が行われているが、高台移転の速やかな実施に向けて、一層の緩和も含めて下記の取り組みを提言する。

1) 土地処理を巡る方針の確立を

- 被災者が移転先の高台で住宅を再建する費用は自己負担のため、被災した土地の買い上げは速やかな移転の実現に向けて重要な要素である。価格は被災後の土地評価額に基づき、各自治体が決定するものの、浸水した土地の現在価格は著しく低下していることも想定される。
- 価格設定を巡って自治体間に隔たりが生じれば、住民の間に不公平感が生じ、さらに移転までの合意形成に時間が必要となるため、統一した処理方針を国として示すべきである。その際、地域の事情に応じて住民が選択できるように、以下の通り、複数の処理方針を提示すべきである。

価格の設定基準の提示

自治体間での公平性を確保するため、被災後の土地評価額に基づいて各自治体が決定する方針を改め、買い上げ価格の設定に関し、客観的かつ一律の基準を国として提示する。

借り上げ方式による移転促進

住みなれた土地を手放すことへの住民の心情も踏まえ、自治体による長期の借り上げも可能とする。賃料は上記価格設定に基づくものとするが、民間企業などへの転貸による収益なども踏まえて設定する。

土地そのものの直接交換

現在価格が著しく低下している場合には、地勢などを踏まえた一定の減歩を前提として、面積や震災前の利用条件に応じた移転先への換地処分を可能とする。

2) 防災集団移転促進事業の一層の要件緩和を

- 高台移転の実施に際して、国が復興交付金により費用を全額補助する防災集団移転促進事業に適用されるためには、5戸以上のエリアを危険区域に設定した上で、全員の合意を得ることが要件とされている。

- 従来の基準である 10 戸以上からは要件が緩和されたものの、依然として要件が厳しく、速やかな実施が妨げられているため、住民の半数以上の同意で可能とすべきである。

3) 人材不足解消に向けて、一括委託方式の導入を

- 高台移転の実施には、土地区画整理や都市再開発に関する専門的知識を備え、権利関係の調整実務の経験を有する人材が多く必要である。全国の自治体より専門知識を持つ職員が派遣されている⁴ものの、依然として多くの自治体では、こうした人材が不足しており、進捗が遅れる一因となっている。
- 人材不足の解消に向けて、民間企業の有するノウハウ・資源も活用すべきであり、住民の合意形成の段階から移転先の造成工事などに至る全工程を民間企業に発注する一括委託方式の導入が必要である。

(2) 新たなまちづくりに P F I の活用を

- 高齢化が進む被災地では、様々な事情により住宅の再建が困難な被災者も多く、仮設住宅にかわる災害公営住宅の建設を急がなければならない。災害公営住宅は、暫定的な住まいである仮設住宅と異なり、長期の入居と高齢化を見据えて、医療・介護の提供や買い物などの利便性を考慮したまちづくりと一体になった整備が必要である。
- しかし、被災地における自治体職員の不足を考えれば、企画・立案は官が行い、建設を民間に委ねる従来の手法では、完成までに相当の時間を要することが懸念されるため、昨年 6 月 1 日に施行された改正 PFI 法⁵を活用し、企画・立案段階から民間の創意工夫を発揮させるべく、PFI による災害復興住宅の整備を求める。

⁴ 国土交通省では、被災 3 県および仙台市の要請を受けて、全国の自治体職員の長期斡旋を実施しており、新年度（一部は先行して）より約 160 名の派遣を開始する旨を発表している（「東日本大震災による津波被災自治体への人的支援について」2012 年 2 月 3 日発表）。なお、この他にも震災発生直後より、各自治体から職員が派遣されている。

⁵ PFI 対象施設の拡大、民間事業者による提案制度の導入、コンセッション方式（公的施設の所有権は行政側に残し、民間事業者に事業運営や開発の権利を有償で貸与する方式）の導入などの制度改正が行われた。

(3) 柔軟な発想による公共インフラの復旧を

- 少子・高齢化に直面する中で持続可能な地域を創り上げるためには、維持補修に要する費用の増大を防ぎつつ、技術や創意工夫といったソフト面での取り組みにより、旧来の各種公共インフラが有していた機能を確保することが求められる。
- 復旧にあたっては、今後、各地域において詳細な検討が必要であるが、本提言では例示として、特に検討を求める事業を下記に示す。

1) ICT の利活用による地域医療の再生

- 人口減少を迎える中では、大型施設の各地への建設による地域医療の維持には限界がある。中核医療施設は集約化し、各地の軽度の医療・健康相談などを提供する診療所、各地に建設される災害復興住宅をテレビ電話などでつなぐことにより、きめ細かな地域医療サービスを提供することが求められる。
- そのためには、さらなる特例措置を復興特別区域法に定める必要がある。遠隔診療の適用範囲の拡大、処方箋の FAX・E-mail などによる発行・電子化などの規制を緩和するとともに、複数医療機関での電子カルテの共有やテレビ電話を利用した遠隔での健康相談・診療・服薬指導など、ICT の利活用により地域医療に従事する医療機関に対して設備投資減税などの経済的な支援を実施すべきである。
- なお、ICT の利活用は医療分野にとどまるものではない。例えば、住民や土地に関わる自治体情報のデジタル化は、平時における行政の効率化に資するとともに、災害時の全国規模での自治体間連携・補完にも貢献するため、行政分野でも積極的な電子化の取り組みが求められる。

2) BRT、DMV による公共交通手段の早急な仮復旧

- 高齢者が暮らしやすい住環境を考える際、公共交通機関の充実は大変重要である。被災者の生活に直結する以上、早急な仮復旧が求められるが、持続可能な地域を創り上げるとの観点に立てば、きめ細かな運行や採算性の確保につながる工夫が不可欠である。

- 鉄道路線の変更に伴う用地買収や敷設に要する時間を考えると、速やかな運行再開とまちづくりの進捗状況に応じた柔軟な運行形態を確保できる BRT⁶や DMV⁷による早急な仮復旧を目指すべきである。

2. 暮らしを支える産業・雇用の確立を

(1) 東北に新たな産業集積を

- 持続可能な地域への復興に向けたもう一つの柱は、若者の暮らしを支える産業・雇用の確立である。被災地の経済を支えている農林水産業や観光産業を新たな発想や創意工夫によって活性化するとともに、東北地方を国内外から企業が進出し、人々が行き交う魅力ある地域としなければならない。そのためには、復興特別区域法に盛り込まれた各種の特例は十分ではない。
- 例えば、税制上の特例として、法人税額の 20%を限度とする特別控除や様々な条件の下での新規立地企業⁸に限った無税化などが盛り込まれているが、東北地方の市場規模や地理的要素を考えれば、国内外の企業が他のアジア地域ではなく被災地への進出を決断するためには不十分であり、さらなる大胆な特例措置が必要である。
- そのため、特別控除や無税化の適用条件・期間を大幅に緩和し、被災地において法人税の無税またはアジア圏の新興国に匹敵する大幅引き下げを求める。併せて、地方税の減免⁹や電気料金の引き下げなどの付随する優遇措置も実施を求める。

⁶ バス・ラピッド・トランジット (Bus Rapid Transit) の略称。常設の専用走行レーンを整備し、一般自動車交通と共存しながらも、通常の路線バスよりも高速かつ高頻度に運航することが可能なバスのこと。わが国では、名古屋ガイドウェイバス志段味線などが該当する。

⁷ デュアル・モード・ビークル (Dual Mode Vehicle) の略称。列車が走るための軌道と自動車用の道路の双方を走行することが可能な車両であり、新たに線路等を敷設することなく路線の増設や変更が可能である。わが国では、2008年に JR 北海道が試験運行を行っている。

⁸ 復興推進計画の認定後に設立され、かつ産業集積区域内に本店または主たる事業所を有する企業については、5年間にわたり再投資等準備金積立額を損金算入することが可能であり、実質的な無税化措置を受けられる (東日本大震災特別区域法第 40 条)。

⁹ 宮城県は、「宮城県民間投資促進特区」において、新規増設に関わる不動産取得税や固定資産税・事業税 (5年間) の減免などの地方税における優遇措置を打ち出している。

- また、東北地方の既存の産業分野の活性化や企業の進出しやすい環境の整備だけではなく、積極的に新たな産業の創出・集積を図ることも必要である。こうした考えに基づき、東北全体を見据え、特に重点的に取り組むべき課題として、以下の取り組みを求める。

1) インターナショナル・リニア・コライダーの誘致を

- 北上山系へ誘致が検討されている国際研究機関インターナショナル・リニア・コライダーは、素粒子物理学における世界最先端の研究施設であり、関連する産業分野へ多大な技術革新と雇用創出をもたらす。また、世界中の研究者およびその家族が東北に居住する国際研究都市となるため、世界に開かれた東北復興の象徴として国を挙げて誘致に取り組むべきである。

2) 仙台南東部の物流拠点化を¹⁰

- 東北地方最大の都市である仙台市は、近隣に仙台塩釜港、仙台空港、東北高速道、東北新幹線を有する交通・物流の中心であり、東北経済のけん引役として期待される。特に東北地方内陸部に集積する製造業の一層の発展や農産物の輸出などを考えれば、物流拠点としての仙台の役割は極めて大きい。
- そのため、津波により浸水した仙台塩釜港から仙台空港に至る地域を国際物流拠点と位置付け、コンテナヤードの増設や通関手続きの簡素化、検疫の24時間化などを実施すべきである。

3) 国際競争力ある1次産業の確立を

- 被災地の活性化には、主要産業である農林水産業の高度化が不可欠である。こうした認識に基づき、各自治体の復興計画では、冠水した農地を転用した植物工場の建設や水産業における新たな経営方式の導入、加工・販売と一体となった6次産業化などの施策が盛り込まれている。
- 沿岸部における主要産業である1次産業の活性化は、地域に雇用を生み出すとともに、物流拠点整備と併せれば、輸出による国際競争力の強化にもつながるため、これらの施策を東北全域において支援すべきである。

¹⁰ 本項目については、仙台経済同友会提言「東日本大震災からの復興に向けて～復興特区制度による『仙台平野モデル』の構築を～」(2011年12月22日)に基づいて記載している。

- ただ、復興特別区域法では、植物工場への農地転用に関わる条件は緩和されたものの、農家が冠水して使用できない農地を転用して植物工場を建設した場合には、固定資産税の農地評価をはじめとする農家への各種優遇措置が適用されなくなる。東北の1次産業の高度化を図るとの観点から、これら制度上の矛盾を早急に解消するべく、さらなる特例措置を求める。
- また、水産業では、養殖漁業に関する漁業権について、漁業協同組合を優先する従来の規定を緩和し、地元漁民を中心に運営する法人¹¹に付与できる特例措置が講じられた。現時点では復興推進計画の申請は行われていない¹²が、高齢化や後継者不足に直面している水産業の現状¹³を考えれば、担い手不足の解消は急務であり、加工・販売と一体となった6次産業化による高付加価値化と併せ、法人への漁業権の付与を積極的に促進すべきである。

4) 福島への医療関連産業の集積を

- 福島復興再生特別措置法案では、高度医療技術等に関する研究開発拠点の整備が掲げられており、福島県の復興計画においても、最先端医療体制を整備する方針が示されている。住民の健康不安を解消し、安心して暮らすことのできる生活環境を整備するとともに、新産業の創出につながることを期待する。
- その際、研究施設というハコモノの設置にとどまることなく、国内外から広く人材・企業を呼び込み、高度医療に関する産業集積を形成するとこの観点から、外国人医師・看護師の就労要件の緩和、創薬・素材工学などの関連分野の研究開発投資促進などの関連する施策を実施するよう求める。

¹¹ 地元漁民を7割以上含む法人、または地元漁民を7人以上含む法人

¹² 宮城県が昨年10月に策定した「宮城県水産業復興プラン」では、民間資本導入に資する水産業復興特区について、次期漁業権の切り替え(2013年度)までの検討課題として、漁業者および県漁協と十分に協議・調整することとされている。

¹³ 岩手県・宮城県では、漁業経営体の大半が個人経営(97.3%)であり、そのうち74.7%は後継者がいない(出所「2008年漁業センサス」)。

(2) ミスマッチの解消に向けて

- 一方、足元では、深刻な雇用のミスマッチが生じている。入札が不調に終わる事態が生じるなど、建設業の人手が不足している一方、沿岸部の被災者の多くが従事していた水産加工などの業種は求人が不足している。失業保険の給付が順次、打ち切られる中、雇用のミスマッチが続けば生活保護の増加につながる恐れもあり、解消に向けた取り組みが必要である。
- 建設業の人手不足は、復旧事業に起因する一時的な事態であるが、復旧・復興を妨げる大きな要因である上、上記の新産業が東北経済の中核となるには、相当の時間を要するため、一時的な建設業への転職を促進する必要がある。そのため、被災者に対し、建設機械の運転免許取得に要する費用の補助、各地職業訓練施設における技能講習の実施などの措置を実施すべきである。

3. 復興庁への期待

- 2月10日付で復興庁が発足したが、同庁が真の「司令塔」として機能するかどうか、持続可能な地域への復興を左右すると言っても過言ではない。省庁縦割りや既存の規制・制度の壁を乗り越え、被災地自治体との連携・意思疎通を円滑にしながら、東北全体を見据えた復興政策を企画・立案・実行していく組織となるよう期待したい。
- 被災地の状況は様々であり、復興に際しては、東北全体としての方向性を共有しつつも、画一的な政策ではなく、各地域の事情に応じた政策が必要である。将来の道州制のモデルとすることも視野に入れて、出先機関である復興局・支所、県、市町村、各省出先機関の役割分担を明確に示すことにより、二重行政を排除し、真のワンストップサービスを確立すべきである。そのため、復興庁が果たすべき役割を中心に、以下の点を求める。

(1) 東北全体を見据えた復興ビジョンの策定を

- 復興庁に期待する役割は、同庁が単に各省庁や自治体との連絡・調整業務に追われるのではなく、各自治体のニーズをしっかりと把握した上で、東北の「全体最適」を模索するような「企画」「調整」「実施」を担うことである。

- そのため、復興庁において東北全体を見据えた復興ビジョンを策定し、それに基づいて、各省との調整や自治体による「復興推進計画」「復興整備計画」「復興交付金事業計画」（以下、復興 3 計画と呼称）の策定支援に取り組んでいただきたい。前身である東日本大震災復興対策本部は、昨年 7 月末に「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定し、業種ごとに復興の考え方を示しているが、さらに踏み込み、各県・市町村の枠を超えて東北全体における産業集積などの復興ビジョンを策定すべきである。

（ 2 ）さらなる規制・手続きの緩和、税制上の特例措置を

- 第二に、さらなる規制・手続きの緩和、税制上の特例措置を講ずるための推進役となることを期待する。前記の地域医療再生に向けた ICT 利活用、植物工場に関する課題、企業進出を促す思い切った税制優遇など、より使い勝手の良い「復興特区」の実現に向けた取り組みを求める。
- 併せて、各自治体や企業が求める特例を速やかに認定・法制化することも必要である。民間企業が特区申請を行う際の要件や国と地方の協議会の開催日程・審議手続きなどの要領を明らかにし、積極的に要望を受け付けるよう求める。
- なお、特例の追加については、復興庁のみがその責任を負うものではない。国会は、各自治体から復興特別意見書が提出された場合には、迅速に議員立法による法制化を行い、責任を果たしていただきたい。

（ 3 ）復興 3 計画の策定支援を

- 第三の期待は、各自治体による復興 3 計画の策定に際して、現地に所在する復興局・支所による各自治体へのきめ細かなサポートである。すでに復興 3 計画の策定に関するマニュアルや表記事例などが示されているが、より積極的な支援を実施すべきであり、策定状況をモニタリングしつつ周辺市町村に比べて検討が遅れている場合には、人材派遣などの重点的な支援を行うよう求める。

- 復興特区が各自治体による申請を起点としていることは、住民のニーズに応じた政策を進めていくために必要である一方、自治体に多くの行政事務が生じるため、被害の大きな市町村ほど策定が遅れることが懸念される。特に、各自治体では、これまで策定を進めてきた復興計画に加え、新たに復興 3 計画の策定にかかる事務が必要となるため、復興庁は、既存の計画をできる限りそのまま復興 3 計画として活用し、自治体の負担の軽減を図るべきである。

(4) 民間人材や自治体関係者の活用を

- 東北全体の復興ビジョンの策定や、企業進出や新事業創造につながる追加の特例措置などを検討する際には、様々な専門知識や経験を有する民間人材の活用が有効である。また、復興 3 計画の認定や策定支援などを円滑に進めるためには、実際に自治体の現場で企画・立案にあたった経験のある他都道府県・市町村の人材も活用すべきである。
- 復興庁には、官民を問わず優れた人材を広く集め、幹部職員にも民間や自治体出身者を積極的に登用し、これら有為の人材が十分にその能力を発揮しながら、組織全体の活性化を図るべきである。その際、職員の 1/3 以上に各省庁以外の人材を登用するなど、数値目標を設けることも必要である。

4. 原子力災害からの復興に向けて

- 原子力災害の深刻な被害を克服し、福島県が魅力ある地域へと再生することは、東日本大震災からの復興において特に重要な課題である。福島第一原子力発電所事故については、昨年 12 月に政府が冷温停止状態に移行した旨を宣言した。様々な見解があるとはいえ、事故自体は一応の終息を迎えたと言えるが、福島県では、依然として住民の転出が続いている¹⁴。
- そのため、住民の不安感解消こそが復興に向けた最重要課題であるとの認識に基づき、原子力災害からの復興に向けて、福島復興再生特別措置法案の早急な成立と各種施策の着実な実施とともに、以下の取り組みを提言する。

¹⁴ 総務省「住民基本台帳人口移動報告 平成 23 年結果」(2012 年 1 月 30 日発表)

(1) 住民代表の参画を

- 福島第一原発における最終的な廃炉作業が完了するまでには、少なくとも30～40年に及ぶ期間が必要であり、近隣住民の支持と信頼がなければ、地道な作業を継続することはできない。特に、政府の情報発信に対する信頼が失われていることに鑑みれば、住民自身が納得できる形で作業に関与していくことが信頼回復への第一歩となる。
- そのため、廃炉に向けた中長期ロードマップの進捗管理について、住民の代表者を評価に参画させることを検討すべきである。また、原子力利用に関する安全基準を決定する原子力安全委員会などについて、国内外から広く英知を結集するべく、委員構成の見直しなどを検討すべきである。

(2) 恒久的除染に向けたモデル事業の立ち上げを¹⁵

- 福島県の復興の第一歩は、住民の不安感解消によって人口流出を食い止めることであり、恒久的除染を通じて通常程度にまで放射線量を引き下げる必要がある。福島県東北部の山間部に放射性セシウムが多く拡散したことを踏まえ、下流域への影響を緩和するべく、国有林の除染作業にも取り組まなければならない。
- 特に高い放射線量を記録している福島第一原子力発電所周辺の市町村における除染作業を効率的に進めるため、建設が停止されている常磐高速道を早期に開通させ、周辺から段階的に除染を進めていくべきである。
- 一方、低線量地域については、単に土壌表面をはく離するだけではなく、福島県経済の復興に向けて、新たな産業集積につながる取り組みを並行して実施すべきである。すなわち、経済産業省や福島県が進めている木質バイオマス発電の研究拠点の整備に際し、除染に伴って発生する放射性廃棄物の最終処理に向けた道筋も並行して検討しつつ、国有林の除染に伴って発生する木材を利用したモデル事業などにも取り組むべきである。

¹⁵ 本項目については、震災復興プロジェクト・チーム第10回会合(2011年10月26日)における児玉龍彦 東京大学先端科学技術研究センター教授・東京大学アイソトープ総合センター長の講演内容を参考にさせていただいた。

(3) 放射線に対する不安の解消を

- 福島県内では、福島第一原子力発電所が立地する浜通り地区だけではなく、内陸の会津地方などでも観光客の激減、農産物の販売不振などの事態が生じており、放射線に対する不安感を解消する取り組みが急務である。

1) 食品の安全確保の徹底を

- 福島県は、農林水産物の放射線量をサンプル調査し、暫定基準値を超えた場合には出荷を差し控えるよう要請しているが、消費者の安全・安心を確保し放射性物質に起因する健康被害を生じさせないためには、食品の安全確保を徹底する必要がある。一層の検査体制の充実を図り、コメをはじめとする主要農産品の全量検査を進めるべきである。

2) 科学的知見に基づく情報発信の充実を

- 不安感を解消するためには、科学的知見に基づく正確な情報をもっと重要である。海外の放射線医療専門家や国際機関などの第三者の協力も得ながら、国の責任において、安全基準などの情報を丁寧に発信することを求める。

3) 最終処理への道筋を

- 除染によって生じる汚染土砂、ガレキなどの廃棄物が仮置き場に堆積する状況が続く限り、放射性物質の拡散に対する懸念が残るため、不安感を完全に解消することは難しく、中間貯蔵施設、最終処理施設の建設を急がなければならない。

5. 復興の見える化、世界との共有を

- 東日本大震災では、発生直後より世界中の人々から手厚い支援を頂戴した。震災から1年を迎え、あらためて感謝の意を示すとともに、復興の進捗状況や被災地の現状を政府のみならず、民間企業も広く発信していくことが必要である。

- また、世界史上有数の大災害となった今回の震災を決して風化させることなく、後世に伝えていくことが必要である。各種の観測記録や被害状況を整理・蓄積し、防災への備えとして公開することにより、わが国だけではなく世界とともに記憶を共有すべきである。

おわりに

- 復興には、長期にわたる粘り強い支援が必要である。経済同友会では、今後も岩手、仙台、福島やその他の各地経済同友会と連携し、復興に向けた提言およびその実現に取り組んでいく。また、昨年、全国の同友会と連携して「IPPO IPPO NIPPON プロジェクト」を立ち上げたところであり、被災地の人づくりや産業活性化に向けて、提言だけではない具体的な支援を今後 5 年間にわたって継続的に実施する。
- 一方、これまでの歴史を振り返ると、わが国はたびたび大規模な災害に直面しており、近い将来に発生するとも言われる首都直下型地震や東海・東南海・南海地震への対応策の検討も急務である。すでに企業におけるリスク管理、特にクライシス・マネジメントについては、「リスク・マネジメント研究会」において提言を公表済み¹⁶であり、今後、政府・行政も含めた首都機能維持のあり方などについても検討を行う所存である。

以上

¹⁶ 「リスク管理、特にクライシス・マネジメントの再考 経営者が早急にチェックすべきポイント」(2011年7月1日発表)

巻末資料：復興のロードマップのイメージ

これまでの動き	短期 (1年)	中期 (3～5年)	長期 (5～10年)
【まちづくり】 ガレキ・損壊建築物の撤去 (国・自治体) 仮設住宅の確保 (国・自治体) 特区等の法整備 (国) 復興計画作成 (自治体)	新たな防災・減災インフラの建設 (国・自治体) 災害公営住宅 の建設・整備 (自治体、民間) 高台移転に向けた 合意形成(自治体)	ICTによる地域医療 体制の整備(自治体)	交通インフラの再整備 (国・自治体)
【産業・雇用】 製造・物流拠点の 復旧(民間) 特区等の法整備 (国) 復興計画作成 (自治体)	就労支援、職業訓練 (国、自治体、民間) さらなる規制・手続き、税制の 特例措置の導入 (国、自治体)	企業・研究機関の誘致、農業・漁業の集約・大規模化、産業クラスターの形成 (国、自治体、民間)	
【復興庁】 特区等の法整備 (国) 復興庁の設置 (国)	復興ビジョ ンの策定 さらなる規制・手続き、税制の 特例措置の導入	復興計画の策定支援 民間人、自治体関係者の登用	
【原子力、他】 冷温停止 (国) 食品のサンプ ル検査の実施 (自治体) 被害状況の整理・記録、世界への情報発信 (国・自治体・民間)	モデル事業 (国・自治体) 恒久的除染作業 (国・自治体、民間)	中間貯蔵・最終処 理施設の設置	

2012年2月29日現在

震災復興プロジェクト・チーム

(敬称略)

委員長

木村 恵 司 (三菱地所 取締役会長)

副委員長

加納 望 (日本政策投資銀行 常務執行役員)

委員

有富 慶 二 (ヤマトホールディングス 相談役)

石川 洋 (鹿島建設 取締役兼専務執行役員)

伊東 信一郎 (全日本空輸 取締役社長)

宇治 則 孝 (日本電信電話 取締役副社長)

江頭 敏 明 (三井住友海上火災保険 取締役会長)

大江 匡 (プランテックアソシエイツ 取締役会長兼社長)

佐藤 龍 雄 (東日本高速道路 取締役会長兼社長)

佐藤 義 雄 (住友生命保険 取締役社長)

高萩 光 紀 (JXホールディングス 取締役社長)

寺澤 則 忠 (ジャパンリアルエステイト投資法人 執行役員)

富田 哲 郎 (東日本旅客鉄道 取締役副社長)

野田 由美子 (プライスウォーターハウスクーパース パートナー,
PPP・インフラ政府部門アジア太平洋地区代表)

橋本 圭一郎 (首都高速道路 取締役会長兼社長)

古川 紘 一 (森永乳業 取締役社長)

前田 靖 治 (前田建設工業 取締役会長)

松本 順 (みちのりホールディングス 取締役社長)

武藤 光 一 (商船三井 取締役社長執行役員)

村井 温 (総合警備保障 CEO)

森 浩 生 (森ビル 取締役専務執行役員)

前 原 金 一 (経済同友会 副代表幹事・専務理事)

伊 藤 清 彦 (経済同友会 常務理事)

岡 野 貞 彦 (経済同友会 常務理事)

岩手経済同友会

久 慈 竜 也 (岩手経済同友会 幹事 / 久慈設計 取締役社長)

鈴 木 修 (岩手経済同友会 専務理事・事務局長)

仙台経済同友会

齋 藤 昭 子 (仙台経済同友会 幹事 / みやぎ生活協同組合 理事長)

鈴 木 貴 博 (仙台経済同友会 幹事・産業振興委員会副委員長 /
日本政策投資銀行 東北支店長)

金 田 隆 (仙台経済同友会 事務局長)

福島経済同友会

花 田 勲 (福島経済同友会 代表幹事 / 福島民報社 取締役相談役)

高 山 隆 (福島経済同友会 事務局長)

以上31名

事務局

齋 藤 弘 憲 (経済同友会 企画部 部長)

藤 井 大 樹 (経済同友会 企画部 マネジャー)